

ておりますように、いわゆる農業恐慌なるものが直ちに農村に襲来いたしました。昭和の初年にありましたような状態が再び起るであらうというような見解については、違つた見解を持つておるのでございますが、併しながら農業が国土の資源を最高度に使つて國民生活力を増大しますと共に、優れた外國農業との競争関係におきまして、強く伸びて行きますために、全般に互つて勢力をしなければならぬと思つております。

かかる意味におきまして協同組合は農業經營のあらゆる分野につきまして刷新改善を圖り、資材等窮乏な事情にありますけれども、新たな農民の熱と努力によつて新生産を開いて行かなければならないと信ずるのであります。

以下兩法案の主要なる内容についてその概要を申し上げます。

先ず農業協同組合法について申し上げますならば、その第一は、自由の原則であります。農民協同組合の設立、地區及び組合員の加入、脱退等はすべて自由であります。これは従来の農業團體がややもすれば政府の農業に對する統制政策によつてその自主性が妨げられ、組合員の意思による組合の自由なる發展に遺憾がありましたのと違つて、農民自身の立場に立つてその正當な發展を期するというにいたしましたのでございます。

その第二點は、農民の團體としての組合における農民の主體性の確立であります。即ち従来の農村におきましては、實際に耕作しておる農民以外の勢力が支配的であつたが故に、農業團體の事業におきましても、非農民の利益

によつて指導せられ、従つて農民團體の中心課題であるべき生産過程の協同というような仕事の進まなかつた理由の一半も、これに基きと考へられるのでございます。かかる意味におきまして本法案におきましては、組合の運営に参加する組合員の資格を農民に限つたのであります。併し反面農村の實情と農業協同組合の事業は、農村の生活分野をも蔽う性質のものでありますので、農民以外の者でも加入は認められたのでございます。

その第三點は、組合が農業生産協同體であるという趣旨に基き、生産に關する事業の強化を圖つた點であります。従來生産關係の事業は、流通部面に比しますと全く閉鎖された傾きがありましたが、今後の要請をいたしましては生産過程の合理化によつて生産力の増進を圖ることは極めて重要でありまして、これを行うことなしては、組合活動も効果的ではなく、新たな協同組合運動の目的を達することができなかつたのであります。かような意味におきまして本法案におきましては土地の開發、水利の管理、農作業の協同化に關する施設、農村工業等が組合事業の對象であることを明記いたしておるのであります。固よりこのことは法律上に規定を設けておるというだけでは目的を達するわけのものではありませんので、ここに導き、これを助長することが農村政策として努むべき重要な方策と考へておる次第でございます。

第四は、組合の自主性尊重の立場から組合に對する行政廳の監督權を一定範圍内に制限した點であります。本案におきましては、組合設立に對する認可はこれを形式的審査をなすに止め、苟くも法規に適合し、且つ正當なる手續を経て結成せられた組合は、行政官廳においてすべて認可をしなければならぬこととしておるのであります。この點は從來と全然違つておりました。農民の自由なる意思と判斷に任ぜらるることになりますと同時に、結果も又農民自身の責任に歸するのでございます。農民諸君に對しまして私共が深い自覺を切望しなければならぬ點はここにあるのであります。

次に農業協同組合法の施行に伴う農業團體の整理等に關する法律案についてその大體を申し上げます。この法律案は農業協同組合法の施行に伴ひまして、從來の農業會、農事實行組合、農實行組合等の團體の圓滑且つ連かな解體を行い、新たな農業協同組合の健全なる發展を期するための措置に關するものでございます。その要點を申し上げますと、先ず第一は、既存の農業會は協同組合法施行後八月以内に解散せねばならぬのであります。これは比較的短い期間でありますけれども、農業會におきましては事務の處理上やや困難が伴ふものと考へられるのでございますけれども、自由なる協同組織に對して高まつております農村の意識込みに顧みまして、又現下の環境等において農業會を長く存続いたさせますというよりは、種々なる關係から好ましくありませんので、そこで速なる解散の措置を取つたような次第でございます。

第二は、農業會の財産を協同組合に引續く措置を採つた點であります。農業會がなんらかの方法によりましてそのまま農業協同組合となるというところは、新しい協同組合の精神を汲却することに成りますので、これは認めないのであります。併し多年に亘つて組合運動の結果として蓄積されておるその農業會の財産を農業協同組合に引續ぐということは當然必要でありますので、これに對する措置を講じたのでございます。それから農業會の財産は各會員に對して公平に分配せらるるわけでありましたが、現農業會の會員は、多くは新しい組合の會員となるのでありますから、協同組合はその組合員が舊農業會に對して持つておりましたところの權利の割合に應じて、農業會の財産を引續ぐことを要求することができるようになつておるのであります。

以上簡單であります。兩法案の主要なる内容について申し上げた次第であります。詳細は御質問によつて御答へすることといたしまして、以上の點について何率慎重審議の上速かに協賛あらんことを切望する次第でございます。

○委員長(橋見義男君) 只今から質疑に入りたと思ひます。羽生さん。

○羽生三三君 提出された農業協同組合法案の個々の事項につきましては後で御質問をいたします。一、一般的の原則問題について御所見を伺いたいと思ふのであります。

先ず第一番に、今の提案理由の御説明にありましたように、この協同組合法案が提出された根本的な理由は、結局從來等閑に付せられておつた農業の生産面における新しい改善の途を開くというところが、根本眼目なのであります。確かに從來の農業會を中心とする農業指導というものが極めて非農民

な要素に多くを支配されて、實際農業が要求しております生産への改善は殆んど手を觸れること極めて少かつたというのが實情であります。その結果、農業會がいわゆる食糧供給等の下請團體になつたり、或いは農業會の技術員がそういう問題に狂奔して、且つ農業會自身はさういふ人件費を賄うために、殆んど汲々として生産農家自身の生活解放の途につきましては、極めて觸れるところが少かつたと思ひます。この意味におきまして、本法案が提案されたことは、つまり新しい農業生産體制を切り開いて行く意味におきまして、大いに歓迎するところでありまして、先頃私は開拓法の審議の際にも大臣にお尋ね申し上げましたが、そのことと丁度同じ關聯性を持つ問題として、もう一度お尋ねして見たいと思ふのであります。つまり先程の提案理由の御説明の中には、日本の農業が將來貿易等によつて新しい危機を含むというやうなことは、少くとも昔のやうな形で再現されると思はれないと説かれておると思ふのであります。確かに私共も農業恐慌が今直ちに日本に襲来するといふやうな短兵急な考え方は持つておりません。併し若し我が國が新らしい再建國家として發足して行くやうな場合におきましては、世界的な貿易水準にまで我が國の農産物價格が引下げられない限り、日本の工業全體の發展はあり得ないと信じておる次第であります。今現在日本の國と外國の貨幣とがどの程度に換算されておるかといふことは知りませんが、少くとも現在の段階で、今日はアメリカの好意によりまして放出食糧という形で援

功を受けておるのであります。長く、農業協同組合の精神を汲却するに成りますので、これは認めないのであります。併し多年に亘つて組合運動の結果として蓄積されておるその農業會の財産を農業協同組合に引續ぐということは當然必要でありますので、これに對する措置を講じたのでございます。それから農業會の財産は各會員に對して公平に分配せらるるわけでありましたが、現農業會の會員は、多くは新しい組合の會員となるのでありますから、協同組合はその組合員が舊農業會に對して持つておりましたところの權利の割合に應じて、農業會の財産を引續ぐことを要求することができるようになつておるのであります。以上簡單であります。兩法案の主要なる内容について申し上げた次第であります。詳細は御質問によつて御答へすることといたしまして、以上の點について何率慎重審議の上速かに協賛あらんことを切望する次第でございます。

○委員長(橋見義男君) 只今から質疑に入りたと思ひます。羽生さん。

○羽生三三君 提出された農業協同組合法案の個々の事項につきましては後で御質問をいたします。一、一般的の原則問題について御所見を伺いたいと思ふのであります。

先ず第一番に、今の提案理由の御説明にありましたように、この協同組合法案が提出された根本的な理由は、結局從來等閑に付せられておつた農業の生産面における新しい改善の途を開くというところが、根本眼目なのであります。確かに從來の農業會を中心とする農業指導というものが極めて非農民な要素に多くを支配されて、實際農業が要求しております生産への改善は殆んど手を觸れること極めて少かつたというのが實情であります。その結果、農業會がいわゆる食糧供給等の下請團體になつたり、或いは農業會の技術員がそういう問題に狂奔して、且つ農業會自身はさういふ人件費を賄うために、殆んど汲々として生産農家自身の生活解放の途につきましては、極めて觸れるところが少かつたと思ひます。この意味におきまして、本法案が提案されたことは、つまり新しい農業生産體制を切り開いて行く意味におきまして、大いに歓迎するところでありまして、先頃私は開拓法の審議の際にも大臣にお尋ね申し上げましたが、そのことと丁度同じ關聯性を持つ問題として、もう一度お尋ねして見たいと思ふのであります。つまり先程の提案理由の御説明の中には、日本の農業が將來貿易等によつて新しい危機を含むというやうなことは、少くとも昔のやうな形で再現されると思はれないと説かれておると思ふのであります。確かに私共も農業恐慌が今直ちに日本に襲来するといふやうな短兵急な考え方は持つておりません。併し若し我が國が新らしい再建國家として發足して行くやうな場合におきましては、世界的な貿易水準にまで我が國の農産物價格が引下げられない限り、日本の工業全體の發展はあり得ないと信じておる次第であります。今現在日本の國と外國の貨幣とがどの程度に換算されておるかといふことは知りませんが、少くとも現在の段階で、今日はアメリカの好意によりまして放出食糧という形で援

助を受けておるのでありますが、長くこの援助に頼ることはできない、やがて若し今日の管理貿易が解放されて、自由貿易の時代が来ました場合に於いて、若し現在のような形で輸入が行われればならぬ、恐らく私は日本の農産物価格と外國の農産物価格とは到底バランスが取れないと思ふのであります。個より私はそれが直ぐ来ると思ふ申しません。これは大臣もお説きになった通りに直ぐ来ると思ひませんが、少くとも農業協同組合法ができて、新たに農業協同組合らしい施策を若し農家自身が取るといたしましたならば、少くとも將來外國から入つて来るであろう農産物価格と同等の生産価格で日本の農産物が生産されなかつた限りにおきましては、農家も没落するし、又同時に日本の世界貿易への参加ということも殆んど不可能だと思ふのであります。この意味におきまして私は今直ぐ世界的な日本の農業恐慌が襲来するとは思ひませんけれども、このことは極めて重要であることと指します。少くとも農業協同組合が今後新しい發足をする限りにおきましては、この點について確乎たる一つの見通しのない限りにおきましては、恐らく農家が今後農業協同組合を作つて、これを進めて行く上におきまして、多くの迷いを生ずると思ふのであります。單に自給自足で國內だけで賄つて行くという考え方でよくりましたならば、依然として私は少くとも農家の生産條件の改善というものは進まないと進まないと思ふのであります。短兵急な恐慌論もこれはどうかと思ひますけれども、少くとも先程申上げましたように、將來のそ

う農産物価格競争に對應するだけの素地を今日農村の中に作らなければならぬ。そういう意味で農業協同組合が進められなければならないと思ふのであります。そういう角度からこの農業協同組合法案を見ますときに、例えは先程提案理由の御説明の中にありました農家の改革と極めてこれは密接な關係を持つことになるし、又その密接な關係を持たなければ、本法案の目的の半ばは失われると思ふのであります。少くとも農業の協同化を促進したり、或いは近代化を促進したり、或いは新しい機械や科學的なるものを導入して行く場合におきましては、どうして農地の協同化に或る程度、途を開かなければならぬと思ふのであります。これは、今度の農地法で多少その萌芽的なるものが示されておりますけれども、この點につきましては農業の協同化の基礎的な條件をなす農地の協同的な利用につきまして、當局がどういふようなお考えを持つておられるか、この點をはつきり承りたいと思ふのであります。尙この法案は、從來の農業法等に採られた政策と違ひまして、全く提案理由の中にありましたように、農家の自發的な創造的な意思に待つより外にないのでありますけれども、併しこれに對しまして何らかの援助なり、或いは指導というものがどの程度のものであらうか、全く放任されたところの、農家自身の自發的な發意に待つより外に餘はないのか、或いは又從來の補助政策、多年日本の農業を支助して來たこの補助政策といふものは、單に價格とか災害等の問題でありましたけれども、少くとも農業協同組合法の本來の目的が、農業の生産

條件の改善を目的とする限りにおきましては、そういう農業生産への途を開く意味におきまして、どの程度の援助をされるお考えを持つておられるか、この點を伺いたいと思ふのであります。尙もう一つこれは我々自身の希望でありますけれども、少くともこの農業協同組合法が施行されて來ます場合に、先程の提案理由にあつたように、結局農家の自發的な創意に待つ以外に餘はないわけでありまして、農村の中に優れた指導者も必ずおると思ひます。隅から隅まで痒い所に手届くやうな、お説教じみた從來の官廳的支配が、この農業協同組合に採られるとは思ひませんし、又そういうことはよくないと思ひますが、この場合、そういう農村の中にあつて、協同化の優れた指導を示し、或いはそういう科學的な農業經營方法の方式を導入するやうな、そういう先覺的な分子が、從來の官廳的な指導に代る新しい一つの農業への道を開かなければならぬと確信しておるわけでありまして、いづれにいたしましても、問題はそういう農業協同化の道が開かれる場合に、そういう農業協同施設に對して、新たな改善の施設に對して、政府はどういう意味の援助をなされるのであるか、この問題と、先程申上げました少くとも世界的な貿易水準と同等の生産費で日本の農産物が生産されない限り、日本の農民の解放といふことは絶対にあり得ない、又同時に日本の工業化の道もあり得ないと確信いたしますので、この邊の關係を承わりたいと思つております。あとまだお尋ねしたいことがありますが、後刻に譲りまして、この二點について當局の御意

見を伺いたいと思ひます。
○國務大臣(平野力三君) 將來日本の農産物が世界の農産物の價格の水準とどういふ關係を保つてあらうかという問題は、實際にこれを頭に描きますことは、相當これは困難な問題と思ふのであります。併しこの際私共がどうしてなさなければならぬことは、農家の民主化と、これに伴う農業の生産力を昂揚することによつて、日本の農業生産物のコストを低めて、將來世界の農業水準の上に日本の農業といふものが正しくあるといふことだけは、至上命令として行わなければならぬと私は確信するものであります。この點において先刻提案の理由に行うことによつて、いわゆる農村の封建性の打破といふことを先ず土地の制度の改革面から行う。今度の農業協同組合法によつて、農業の協同による生産力の向上、こういうことを圖つて、今後假りに五年なら五年の計畫によつて、日本農業を再編成いたしますならば、その場合には世界農業の水準の上にある。又立ち行かなければならぬ。こゝういふ信念の上に私共は日本農村を見て行きたい。これが大體この法案を提案し、又私共が考へておる農業政策の基調であります。従つて第一の御質問に對しては大體以上の考えによつて参りたい。然らば今後はさういふ意味において、この法案を運用する上において政府はどういう指導をするのであらうかという點であります。これは固より御指摘に相成りましたように、あくまで農村の民主的なる自主的なる立場を尊重しての協同組合であります

で、從來政府が取つておりましたような監督、監督というやうな考え方を持った指導というやうな面は殆んどこれをなくして行く、併し監督といふ面を餘り強くして行くのではないが、指導という立場は固より忘れることはできない。例えは協同組合を作りまして、この協同組合が生産面において能率を上げる點においては先ず家畜導入であるとか、農村の機械化であるとか、或いは農村の電化であるとか、或いは施肥の改善であるとか、耕作方法の改良、こゝういふやうな面に關しましては農林省といたしましては十分協同組合を指導して行くところの任務があるものであります。現にこの點におきましては日本農業を基礎とするところの機械化はどうか、機械を以てすることが一番有利とするかといふやうな點については、すでに我々は試験場において相當研究の歩を進め、又日本農業の經營方法につきましても、それらの調査機關を持つており、農村の電化ということにも十分この検討を加えておるのであります。かような面におきましては固より十分指導をする、又指導しなければならぬ。けれどもその團體自體に從來のような監督的ないづれ一つの權力的な立場からその組合を左右するといふやうなことは、嚴に戒められて行かなければならぬ。従つて協同組合は政治運動であるとか、或いは營利を對象にするといふ運動は一切これを排除して、農村のいわゆる自主的なる生産團體としてこれが發展向上を圖るというやうな形に、これを指導せんとするものであります。以上お答えいたします。
○羽生三十七君 それに關聯してであり

ますが、例えばそういういわゆる監督
というようなものを伴わない親切なる
指導が行われるわけでありますが、そ
の場合若しこの農業協同組合が成立し
て、或る特定の農業協同組合というも
のが何らかの、新しい農業の協同化
の施設をしようとしたり、或いはそう
いう意味の計畫を樹つた場合において
は、政府は豫算等における援助という
ものがあるかどうか、これを伺いたい
と思うのであります。

○國務大臣(平野力三君) 現在この協同組合自体も、今おしやつたような大きな費用は餘り澤山ない。それは大體事務費に止まつておりますが、別の角度に於いて先刻申上げましたように、機械であるとか或いは家畜の導入であるとか、或いはその協同組合が創業的の施設をするというような、いわゆる施設に國が補助をする、こういうものを相當擴充して行きたい。現在その豫算の一部は取つておるものもありますが、將來は協同組合の發展と共に、相當計畫的な豫算を持つて指導するようにして行きたい。援助して行きたいと思ひます。

○板野勝次君　大體農業協同組合法案の持つておる官僚的な、地主的な性格が排除されて、耕作農民によりまする自主的な農業協同組合が結成されて行くという可能性ができたという點については、非常に進歩的なもので賛意を表するものであります。處が現在まで政府が採つております自作農を創設して行くという方向や、それから富農主義的な政策に基づいてこの法律が運営されて行きますと、貧農の經濟的な、社會的な地位の向上と、そしてそれを可能にするところの農業經營の協同化と

いふものが十分には保障されるということにならないので、従つて富農のヘゲモニーによります農業協同組合が發生して行くという方向に向う危険性が多分にあるのではないか。そのために農業生産力の全面的増進というものが、結局は期待されずに、例えば第一條の法律の目的というふうなものでさえも、單なる法律作文化してしまつてゐる、次第にそれから第一條以下の諸條項にも、何ら協同經營化の方向を保障するといふ積極規定がないので、その限りにおいてはこの法律案といふものが又不十分だと思ふのですが、そういう積極規定が設けられなければ空文化してしまふのではないかとすることが考えられるのであります。その點に對する大臣の見解をお伺いしたいことが一つと、第二は從來までの土地改革の實施といふものが極めて不徹底でありまして、農村にはまだ地主の勢力が残存して、或いは一町步耕作地主として残存したり、或いは三町步所有の地主的な富農として、或いは山林、原野、牧草地の所有者として、中農や貧農が壓迫されて、而も現在の不合理な供出の制度や、同時に又最近バリテイ・インシステムに依つて計算されつゝある農産物價格におきましても、未だに眞に農民の勞働力の價值を都會の工業產品に對して正當に評價する、特殊の勞働力に對して正當に評價する、こういうことが行われてないし、又闇とインフレによります工業製品との缺狀價格差がますます甚だしくなつて行くといふ下におきましては、中農や貧農がますます收奪されて行く誠に困つた状態になつて行つておる現在の農村におきましては、こういうような法律が施

行されました、それによつて十分民主的な農民的な協同組合というのは實に實現するのが困難なのではなからうかという危惧を持つのであります。その一例として昨年十二月實施されました農地委員會の選舉の結果を見ましても、農地委員會の會長に地主は約四割二分を占めて、小作は二割七分の當選率であります、この農地委員會が、現狀では反動化して参りまして、地主による土地取上げが實に盛んに行われておる。こういうような現狀の下においては極めてこれらの實績から考へて見ましても、現狀のままでは何らの保護手段が講ぜられなかつたならば、協同組合がうまく農民的に結成されて行くということは困難だと思つて行きます。そういう例は農産物と都會の工產品との價格の問題、いわゆる農村の農業勞働力の適正なる價值の問題更に供出制度を改正するとか、地主による土地取上げ等に對する積極的な改善の意圖があるかどうかということをお伺いしたいのが第二目と、それから第三番目には、この農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に關する法律案の一に、財産の處分の場合におきまして、今までの農業會の財産というものは非農民的な要素を含んだものが相當多かつたのであります、従つてこれを解散いたします場合に、この持分に應じて分割しました場合には、幾ら多くの協同組合ができて、從來の農業組合がただ名前が變つただけになるのではならないだらうか、こういう危惧がありますので、これに對する明快なる御答辯を願ひたいと存するのであります。

○國務大臣(平野力三) 御指摘の上

うに依然として農村における比較的富農の地位がまだ貧農よりは強い、こういう點は相當見受けられるところも多いと思います。併し私の見るところによりますと、今日の農村においては最早特に富農、貧農というような分け方よりは、大體耕作農民、畝を持つて耕作をする農民、これが農村の殆んど主流をなして參つて來ておるでありまして、この點から申しますと、ところによつては御指摘のようなところも大體ありますが、大まかに見ますならば、農村の民主化ということが相當に徹底して參りまして、いわゆる封建的地主の勢力というのは打破せられておる、かように考えておりますので、この協同組合法案が實行される點においてしかく不便ではない。固より一部においてはいわゆる地主が中心となつて前の農業會を燒き直したものとしようなものができるということとは、これは固よりあり得ることでありまして、それが、そういうものが大勢ではなくして、これからできる協同組合はあくまで耕作農民が中心であるところの組合、こういうことに行けるものであると私は考へておるのであります。

第二點の土地改革の不徹底であります。これは御指摘のように、尙小作制度というものが一地方部において残存するということとは、改革の面において相當不徹底であると私も思つております。併しこれは一應農地改革の方向といふものは定まつたのでありまして、最早耕作する者が土地を所有する、小作料を取るが故に村において自分がえらいのである。小作地を多く持つ者がえらいのであるといふことは、農村においては根柢からこれを拂われてお

るのでありますから、農地改革が理論的に又實際的に不徹底の點は認めますが、この段階において農業協同組合法を進めて行くということは、私は現在において時宜に適したものである、かように考えておるのであります。

第三點の財産の問題についても同様でありまして、固より財産を多く所有しておる者は農村において地主階級であるといふことは、當當言えるのであります。これが新たな農業協同組合に引續かれるときには、その組合の形は従来の農業會的なものとは、大體において組合の指導力というものが一掃されて、あくまでその役員の上において、あくまでその組合の本旨において、耕作農民が中心であるとかいう建前から、この財産は然るべく分配をせられて協同組合に引續がれて、あなたの御心配のような點は起り得ない。むしろ財産の處分において起り得る問題は、この財産が適當に農業協業組合に移行されずして、極めて不自然な形においてこれが撤布されて農業の力にならないという點において、大いにこれを心配して行くものであります。これが引續がれたものが彼等の勢力關係において甚だしく不合理であるという點においては、私はしくは考えておらないのであります。

○木下源吾君 大切な組合法なんで、二、三お伺いして置きます。耕作農民が組合の主格であります。今の土地を何ぼか保有しておる地主、これはどうなるか、それを一つお聴かせ願ひたい。

それから土地改革の行われました最初から、一貫して農業政策として協同組合が考えられておつたのかどうかと

[illegible]

いうことであります。それはこういう
 迫を蒙つておつたのでありまして、こ
 の限界を明らかにいたしますが、そ
 場においては、もはや何らの農村にお
 して経過的な、二年とか三年、まあ例

いうことであります。それはこういう
ことでお尋ねしたいと思うのでありま
すが、協同生産を主眼とする以上は、
農民である故に土地の条件がそれに適
應することが正しいと思うのでありま
す。然るに日本の土地改革において現
在行われておる事情のように、零細所
有農民、耕作農民が非常に殖えてお
る。これは面積の狭い耕作地を持つて
個々に獨立はしてありますが、結局
においてその性格が排他的になつてお
る。そういうことが土地改革において
現實に現れておるのは、この協同化
するといふことへの方針とは或る點に
おいて矛盾するのではないかと。もし
これが一貫する土地改革の政策の一環と
して協同組合が考えられるならば、直
ちにこの土地の條件というものを對し
ても、明確なる方針が立てられなけれ
ばならぬと考えますが、その點はいか
がですか。

それから實際協同組合の設立に當り
まして、只今も他から指摘されたよう
に、既存の勢力を何と云うても農村に
は強い。この既存の勢力を排除するた
めにどういふような實際的に指導する
のかを考へられておらん。最早地主
的の勢力が憑りて来たといふことに
なりますが、併しながら半面において
農村の資本的勢力は決して衰へてはお
らない。そこでこのような壓迫から解
放されるためには、私の考へとしてはど
うしてもこれと闘争を持つてその他の組
織をもやはり協同組合化といふ方向に
持つて行かなければならぬのではない
か。從來産業組合がこういふような精
神で来ておりましたけれども、これが
促進を見なかつたのは、要するに大な
る資本的の力によつてやはり大きな壓

迫を蒙つておつたのでありまして、こ
れらのような大資本をもつて、大き
な資本の力を排除するためには、やは
り組織においてこれを完全にしなければ
ならぬと思つておられます。農業協
同組合を意義あらしめるためには、爾
後の生産、或いは消費といふ方面にお
いても、同時にかかる方針の下に一貫
せる國の方針が立ち、そうして實行さ
れなければならぬと思つておられます
が、この點についても御所見を願ひた
いのであります。まあそれだけをお伺
いして、又次の機会に個々の具體的な
ものについて伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(平野力三) 組合員の資
格は單なる地主、つまりみずからは何
ら耕作せずして、小作地のみ所有して
小作料のみを取得する。こういう意味
の地主といふものは資格はないのであ
ります。地主である半面においてみ
ずからも耕作する、これは耕作農民で
ありますので、明確に組合員たる資格
を有するのであります。

それから現在日本の農業形勢が非常
に零細經營であつて、むしろ反復せる
状況にあるものを、無理に協同化する
といふ點においては無理がないかと、こ
ういふ御質問であります。この點に
御尤もであります。ここに我々の
考へますところの協同組合といふもの
は非常に不自然な、無理でも何でも押
し切つて、ただ協同であらばいいとい
ふような指導方法を探るのではないの
であります。土地は大體において零細
ではあります。これが將來自作農
となる、その自作農となつておの
土地を所有する者が、その土地所有の
面においては自分の所有である、誰の
所有であるといふ面において相當所有

の限界を明らかにいたしますが、そ
の他の農業の經營面においては當然成
る一つの機械を共同で使ひ、或る一つ
の機械を作つて、これを共同で利用
する、こういうような面においては、
すでに協同の精神も相當發展してお
ることでありますからして、現實この協
同組合制度を制定いたしまして、協
同の精神を我々が農村に植へ込んで行
くといふようなことは、木下さんの御
心配のような點は非常に少からう、か
ように私は考へておるのであります。

第三の、この法案には組合の既存の
勢力を排除する規定がないのであつ
て、依然としてできた協同組合が既存
の勢力の指導下にある、これでは大體こ
の法案の趣意には副わんではないかと
いふような意味と思つたのであります
が、この點はかように思ふのであり
ます。この組合が自由の原則を採つて
おるのでありますから、假りに第一歩
のできた組合において既存の勢力の強
いような組合があつても、それは順次
耕作農民がその協同組合の中心となつ
て進展する途上において、當然排除せ
らるべきものであつて、無理に法律の
條文の中に既存の勢力はいけなかつ
て、或いはどうとかいふことに明記す
ること自體が、やはり農民の自由主
義、自由のなことを尊重せざること
に相成るので、私としてはこれはこれ
の問題は農村の燃え上る自然的な民
主化といふことと共に解決せらるべき
ものであると考へるのであります。同
時に又ここに考へたいと思ひますこと
は、既存の勢力、既存の勢力といいま
すが、何を以て既存の勢力と言ふか、
地主の土地の所有權といふものが殆ん
ど縮小せられて、地主であるといふ立

場においては、もはや何らの農村にお
ける優越感もないが、併しその人自身
が非常に社會公共のために立派な思想
を持ち、その人自體が地主であつても
やはり農民として相當なる指導的な人
格、指導的な能力、指導的なところ
の經歷、こういうものがある者は、や
はり依然としてその協同組合のいわゆ
る中におつたからといつて、それを無
下に排斥すべき性質のものではないの
であつて、これらの點を極めて公平、極
めて明らあるがままの、現在の日本
の農村の實際の上から燃え上る私は
協同組合の姿でいいと思ふのでありま
すから、木下君の御心配のような點は
ないと思ひます。

それからこの協同組合は固より單に
協同組合だけではなく、その他のい
ゆる團體とも流通はいたすのでありま
して、農業の生産の面に重點を置く
ことは勿論であります。消費部面等
におきましても、農業協同組合がその
組合の機能を相當發揮するといふこと
は、當然考へてよろしいと思ひます。

○北村一男君 先刻農林大臣の御説明
で、本法は第一に、自由の原則を尊重
しておるといふ御説明がございました
が、これは誠に結構なことと考えま
す。只今農村の實情からいいたしま
して、大體一町村一協同組合といふよ
うな空氣に動きつあるようございま
すが、又私らの聞いたり見たたりい
した中では、少數の協同組合がで
きる傾向がないではございませう。そ
ういたしますと財産の分割の請求と
か、或いは狭い區域に幾つでもでき
ることは、却つて協同の精神にそぐ
わない點があるのではないかと考へら
れるのでございしますが、この法案に對

して經過的な、二年とか三年、まあ例
えて申しますならば、二三年という
ような期間を限りまして、一町村一協
同組合といふような經過的な規定を設
けて、この自由の原則とか或いは農民
の自主性の確立、その他の法案の目的
を農民一般に訓練をやる、こういうよ
うな措置をお取りになる御考へはござ
いませうか、それをお伺ひしたいので
ございします。

それから第二の點としましては、こ
れは實際今解體に直面しておる農業會
で困つておる問題でございしますが、
土地改革の結果、相當面積が國家の所
有となりまして、この國有になりまし
た土地から賦課金が徴収できないとい
う實情につき當りまして、非常に困難
をいたしておる農業會がございする
が、これに對して政府としては何か御
措置をお取りになるお考へはないか、
この二點についてお伺ひしたいと思
ひます。

○國務大臣(平野力三) 農林省とい
たしましては、大體一町村一協同組合
といふことになることが望ましいと思
ひ、又さういふ方向に行くものである
と我々は考へておるのであります。併
し御指摘のやうにこの法案にさうい
うことを明確にするといふことは、そ
れはできない。と申しますのは、假に
一つより作れないといふことを假定した
らうとすると、これは自由の原則に反
するものであつて、どんな悪い協同組合
があつても、それが容易に改正をされ
ることがない、つまり一つの組合が一
町村にあることは理想であるが、假に
悪いものができれば、又別な組合がで
きて、その中の眞に協同の精神に則る
いい組合であれば、自然にその方に移

る。假に四つできましても、その中の一番いいものか一番最後に残る。こういうふうになつて行きまして、ここに規定しないところにひしるこの法案の妙味があると思います。併し理想といひまして、將來結局一町村組合ということになるものと我々は考えておるのであります。

それから第二の土地改革によつて從來地主に課しておつた贖金が課せられないから困る、こういう問題は當然あるのですが、この問題は個々の角度において、かような財政上の問題は解決すべきものであつて、贖金は掛けられないからという理由の下に、現在の土地改革を變更したり取止めるということではできない状況にあるのであります。

○北村一男君 私は土地改革を取止めてくれということでなしに、國家としてそういう賦課金に對して御處置を取置かれないかということをお尋ねしておるのです。

○政府委員(山森利作君) 農地改革におきましては、國が土地を買いますと直ぐ繰これを農民の方に賣るのが原則であります。御指摘のような場合は極めて稀な場合、即ち國が相當期間保有しておるといふ場合きり起らないわけでございます。併し或る期間國が保有しておるといふような場合におきましても、その試験等につきましては、それ〴〵前後繼續して適當に措置をするように指導をいたしたい。この點については租税等については法律上措置を取ることにいたしておりますが、農業會の試験金等におきましてもそれ〴〵に準じまして措置をとるようにいたしたいと思ひます。この關係は自作農制

設特別措置法の改正案をこの國會において御審議を願ふことになつております。そこに書いてあるわけであります。結局掛ける時に、大體土地を政府が買ひまして、賣る間に時間がありまされども、原則としては買った時に廻つて賣るという方法を取つております。これはいろいろ會計上の都合等もございますして、そういう措置を取つておりますのが原則でありますので、絶えずそこに國家以外の私人たる土地の所有者がある。これはもう大部分原則的になつております。然らざる場合には中間的に、それも一年を超さない期間國が持つておるといふ場合があるものであります。この場合の負擔を誰がするか、前の所有者が拂つておれば、その相當期間分を今度は政府から土地を買つた人が経過分を拂うというような措置を取つて行くことにいたしてやるわけであります。

○山崎恒君　我々農民をいたしましては、終戦後において農業協同組合法案の一日も早からんことを希望しておつたのであります。何となれば過去におけるところの農業會が、最近におきまして非常にあらゆる角度から怨嗟の意見が出るのであります。これは制度そのものが從來かよりにいたしたところ、は申すまでもないのであります。過ぐる昭和十八年の臨時議會におきまして、戦争目的遂行のために、いわゆる農村におけるところの各種團體を緊密に統合するところの法律案を提出し、それによつて産業組合或いは養蠶業組合、或いは畜産業組合、農會といふようなものが合併いたしました。かような制度になつたのであります。が、終戦後の後二回程の法律改正を見て現在

に至つておるといふことは、よく我々承知しておるのでありますが、最近この土地改革と眺み合せまして、農村特に民主化、殊にこの零細農業の日本農業の發達を、特にこの協同組織の力によつて、大いに一歩進めようといふようなことから、この法律案の出ることを我々はお待ちしておつたのであります。今この内閣によりまして提案されたことは、非常に我々は喜ぶものでありますが、その内容におきましていわけゆる十條の末項にあります連合會の事業の内容であります、その中に各種事業を行うことを許されておりますが、ただ一つこの連合會は金融の事業を営むことができない組織になつております。この點について少くも今後の農業協同化の發達は特に資金の裏付けが必要であり、農村金融の面におきまして、特に連合體において、事業と關聯しての發達は我々は必要であらう、かように存するのであります。が、今回のこの法律には、事業を經營するとするところの連合會は、金融面を掌ることができないことに相成つておりますが、この點について、いろ／＼農林省においては、あらゆる角度から、非常にお骨折りになつたといふことを聞いておりますが、大藏省方面、或いは金融業者というような方面が非常に躊躇をいたして、かような條項になつたといふことを我々は耳にしておるのであります。果してどういふ経緯になつておるか、この席上農林大臣から御發表を頂きますれば我々非常に了解するものだらうと、こう存じております。

いま一つは、五十五條の設立の間隔でありますが、十五人以上の農民が必

同組合を作ることでできるという。又二つ以上の組合が連合會を作ることができるという。これによつておるのでありますが、先程の御説明でよく承知したのでありますが、特に農村の實情に鑑みまして、いわゆる現在の農業會の資産はそのまま農民の資産であります關係上、特に最近まで農村に密與したところの農業會の施設、設備なるものは、そつくりそのまま協同組合に我々は引繼いで、そしてより良いところの協同組合の發達を望んでおるのであります。これが十五人以上の組合がなり、幾つでもできることになり、幾つでも、結局手續上におきまして、いわゆる解散をいたしまして、各自の持分の諸算に掛かることになり、すといふと、これはもう生半かの手數ではないと存するのであります。殊に最近においては、ところの農村の實情を見ますといふと、いわゆる政黨の農民組合運動なるものが非常に勃然と起つております。それを繞りまして、いわゆる政黨の協同組合というやうなものが幾つもできるということになります。れば、勢い農村の小さな村に幾つもの協同組合が派生するといふやうなことになります。すれば、從來長い間資産を築き上げたところの共同施設といふやうなものが、持分によつていわゆる現在の時價によつて評價して清算しなければならぬ。ただそのまま引繼ぐことになり、すれば、いわゆる帳簿價格によつて引繼ぐということになるのであります。が、かやうな煩瑣な問題が起ります。關係上、特に政府においては、いわゆる整立について、そうした面においては、導方針が奈邊にあるか、そういう點を御覧したいと思ひます。以上この二

○國務大臣(平野力三君) この金融事業については、元來協同組合からは一應切離すべしという意見が基本的には相當考えられたのであります。言い換えるならば、金融事業というものは全然別個の見解において行ひ、農業協同組合はこの規定にあるところの主に生産面、こういう面に重點を置くべきものであるという意見が協同組合法としては基本的なる意見である、先ずかように了承願いたい。併し單位組合、一番末端の單位組合だけは金融事業というものを兼營することが、これが將來の農業協同組合を見たときに正當であらうということから、單位組合の金融面というものは認める、こう了承願いたい。従いまして單位組合におけるところの金融面というものは認めるのであるが、從來の産業組合のように積み重ならばつて段々上の方に連合會まで同一金融機關でやるということとはこれは現在の協同組合法としてはむしろ適當でないということから、かような結論に到達したのでございます。この間農林省の意見、或いは大藏省の意見、或いはその他の關係方面の意見と見、或いはそのものは固より、この法案のいうようなものは固より、この法案のみならず、あらゆる法案について提案までには種々複雑なる事情があるのでございます。この際私共はどの省からかどう言つて、ここがこう言つてといふやうなことは、答辭としては一つ善く控へさして頂くことにして、協同組合が單位組合において金融事業を兼營することが正しいという見解の下に、この部分においては金融部分を兼營する、かようなことになつたことに御理解を願ひたいのであります。

それから組合員の資格を十五名に限

又いわゆる流通過程における問題に

府は確乎たる方針を立てられる必要が

することを適當だと認めたというお話

どうか、御答辯を願いたいと思ひま

それから組合員の資格を十五名に限つたことについては、これは十五人というところに特に意味があるのではないのであります。と申しますのは先刻申上げた通り、自由の原則に立つておるのであるからして、餘り多数の人数でありましたのでは結局その自由の原則にも反するということになりまして、先ず言い換へるならば、十五名程度の組合を作ろうというならば、そこに何々組合というものができる。例を申上げますれば、或る村においてはその業を営みます者が十五名くらいいえない、その人々が組合を作ろうといえ、組合が成立する。こういう自由を認められておるのであります。村全體が入るところの協同組合というところでは村全體入るが、そうでない他の別個の業種別の協同組合におきましては、十五名以上の人が組合を作ることができるといふのは、本案が協同組合主義に則つておるのであります。て、かような意味において本案が成立つておるのであります。さういふ意味に御了承願ひたい。

○島村軍次君 農林大臣の自由の原則、農民の主体性の確立、生産協同體のなんと言いますか、合理化というか、生産過程の合理化、こういう問題については私も賛意を表するのであります。が、その線に従つて生れんとする協同組合は生産協同體としての力を多分に強化して行かねばならぬと考えます。が、これに對する先程の羽生さんの質問に對する政府の答辭では、私はまだ納得行かない點があると思ひます。現在政府で經濟緊急對策でいろいろお考えになつておられます事業の中で、法律によるものも相當あります。

又いわゆる流通過程における問題については相當力を注いでおられるようでありますが、協同組合の重點を生産協同體に置くとするならば、生産増強に關するものと具體的な政策、具體的なゆるゆる經濟計畫にも相當すべき積極的な政策が政府になければならぬと思ふのであります。が、さういふ問題に對しては何ら協同組合を通じて、或いは又農村の民主化というやうな問題を通じて見られないと、さう考へるのではありませんが、これに對する政府の見如何、これが第一であります。

それから第二は、先程の原則に従うといふと、十五人以上であり、且つこれの組合も志を同じうする者に對しては設立できるということが建前になつておるやうであります。が、苟くも今日の農村の狀態から考へますと、私は農家を對象とする場合には、牛を飼う者も養蠶をやる者も、普通農家の米麥を作る者も、特殊作物を作る者も、今後農業者經營は少くとも綜合的な考え方をなければいかん。農村工業を採入れ、而して農村の近代化を期する上においてはこれらの問題は擧げて農林大臣が度々お話のやうな多角經營であり、さうして複雑經營でなければならぬ。さういふ點から考へますといふと、勿論自由の原則であります。が、それを引伸ばすことに對しては、私は異議を申上げる者ではありません。が、昔聞ややもすると協同組合を繞つて、さうして中途において、私に率直に言わしむれば否的存在と申していかと思ふのであります。が、農家の意思を付度せずして、さうしていろいろ特殊組合の設立を計畫するの噂もあるのであります。これらに對して政

府は確乎たる方針を立てられる必要があると思ひますが、それらに對する農林大臣の見解及び所見如何。

それから今日の流通過程におきましては、生活協同體の組織が相當論議されておるやうであります。而してこれに對しては國會の方で提案をするといふやうなことも承わつておるのであります。が、農村の經濟の民主化を圖り経済の今後の立直しをする場合におきましては、先程申し上げ生産協同體としての重點を強化すると共に、更に生活協同體としての消費部面についても劃期的な生活協同體たるの考へ方を多分に採入れて行かねばならぬと思ふのであります。が、今回の農村協同組合が勿論流通過程における流通部面について考へられておるやうであります。が、これらに對する生活協同組合との關係農村にいかにつ結び付けるか、これに對する所見如何。

それからその次には先程山崎委員からお話になりました金融事業に關する問題であります。これはいろいろ噂されておるやうであります。が、この際私は農林當局のはつきりした御意見を、この委員會を通じて農村に世間に公表して頂きたいことを希望いたします。であります。その第一點は、只今のお話では私はまだ不十分である、説明では不十分であると思ひます。何となれば政府の内部において、金融を切り離すことが適當だといふ議論があつたといふお話であります。が、これに對しては御辭解もありましたけれども、金融機關を切離さなければならぬといふその理論的根據を詳細に一つ承わつて見たいと思ひます。單位組合に對しては、農村の實情、さうしてこの際農

することを適當だと認めたといふお話は、農村の實情に對して御理解のある點だと私は深く敬意を表するのであります。が、單位組合において認められて、さうして府縣段階においてこれを切り離すといふ理由が、どうしても納得が行かないのであります。これに對しては金融政策としてどういふ考へをお持ちになつておるか、私にさういふ問題に對しては農林當局だけでは御説明が不十分であれば、金融をお扱いになつておる大藏當局のはつきりしたこれに對する見解、理論的根據を承わつて見たいと思ふのであります。以上數項に亘つて御説明願つて、更に質問を保留いたしたいと思ふのであります。

もう一つ、農業者職員に關する問題であります。が、十數萬に亘る農業者職員が、今回の解散と共に失業をいたすことになりま。勿論今後與えられんとする協同組合に或る程度のいわゆる引續ぎといひますか、繼續されることを考へられ得ることだと思ふのであります。が、併し協同組合の理念に従ひ協同組合の自主的經營から考へますと、從來の農業者のやつておりました事務に對しては、相當或る部面には積極的に出ねばなりません。が、或る部面においてはこれは縮小し、整理して行かなければならない問題が當然あると思ふのであります。さういふ場合におきましては失業問題が當然起り得るのであります。さういふ問題に對しましては果して農林省は團體整理と共にこれらの職員に對する問題をいかに考へておいでになりますか、又失業者に對する問題は一般的の問題として、或いは労働省又は從來あつた厚生省等との失業對策と合せてお考えになつておるか

どうか、御答辭を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(平野力三君) 第一點の御質問である政府は協同組合法を出しておるけれども、實際上非常に積極的な計畫、協同組合促進の上における抱負が缺けておるのではないかと、さういふやうな御議論であると拝聴いたしました。が、無論この法律の中にはさういふ積極的な法文であるとか、或いはさういふ面を法文上發見して頂くことは固より困難であらうと思ふのであります。併しここに盛つてあるのは協同組合といふ一つの形、協同組合といふものの一つの枠をここに明確にいたしておるのであります。政府はいたしましてはこの組合と並立いたしまして、例へば農業に必要なところの肥料の面であるとか、或いは農機具の面であるとか、或いは農村の電化の面であるとか、種苗の面であるとか、或いは土地改良の面であるとか、或いは畜養獎勵に對する計畫の面であるとか、いろいろな面におきましては積極的な方策を取つておるのであります。この法律は法律、他の面における我々の農業政策上の面は、やはりこれらの面において相當積極性を取つておるのであります。が、この點併せてやつておることを御了承願ひたい。

第二の點は、十五名といふのはいかにも附に落ちないといふことであります。が、これは言ふまでもなく十五名で作れといふことをこの法律で書いておるものではないのであります。殊に十五名で組合を作るといふやうな場合は、極めて例外的な場合を豫想いたしておるのであります。が、やはり農民が自主

的に組合を作り、自主的にやるという精神から行けば、大體十五名くらいでも正規の手續きを取ればできるのだ、この精神を認めることがこの法案の趣旨に關するものでありまして、ここに十五名という字を添へておるのでありますから、この點併せて御了解願ひたいと思ひます。

それから農業協同組合は生活協同組合であるかといふ問題について、農村に關する限りは生活協同組合であるとお考え願つてよろしいと思ひます。因より日本全體の生活協同組合といふものについては、別個の角度からいふ／＼論ぜられておりますが、農村に關する限りは協同組合は消費面の行動も取るものでありますから、これは大體生活協同組合と御解願つて結構であると思ひます。

次に金融面の問題であります。これは先刻申上げた通りに、こういう法案が出るまでの間の各方面の意見というふうなものは、餘り答へとしては申したくないのであります。依然としてやはり現在私共の考へておるこの法案に感づておる我々の考へ方を、率直に言うことによつて、あくまで御了解を願ひたいと思ひますが、それをいふ／＼事業をやることの團體を、金融といふものを兼營すべきや否やといふことは、私は相當議論があることだと思ひます。金融といふものはやはり引離して金融面をやり、事業をやるものは事業をやる。これが一つの國民經濟上の體裁を案する場合において、これは一個の議論でありますので、從つて農業協同組合から金融面を切離すといふ議論があるといふことは、これは當然であると思ひます。ただ我々は農業

組合なるものの特殊性に鑑みて、單位組合といふ一番基礎的な組合は、これは金融を兼營するといふことが、前の産業組合などの歴史から見てもこれはよいのである、言い換へれば例外的な意味においては、この面においては金融面と生産面を兼營することが正しい、この意味において我々の主張を通しておるのであります。従つて連合會が金融面をやるというところは、例えば金融の安全性とか、或いは今言つたような金融面を協同組合から切離すという原則的な面から言へば、連合會で兼營するといふことは、議論的に薄弱であらうと思ひますので、これは打切つた。これは本當に裏も表もない。最後に到達いたしました本法案の結論でありますので、この點一つ御了解を願つて置きたいと思ひます。尙私の答へにおいて不十分の點は農政局長からも御答へをいたすつもりであります。

次に農業會が解散せられました後の役員の問題であります。……
○島村軍次君 役員でない、職員で

○國務大臣(平野力三君) 職員の問題であります。これは現在この職員を、全部失業者に落さないように吸収するといふことを申上げることはできないと思ひますが、例えば今回提案せんとしておりますところの農業生産調整法、こういうような新しい法律ができましたならば、こういう部分においても相當に農業會の職員を吸収する部分が開かれて来ると思ひます。又現在政府が新たに試みておりますところのいわゆる作物の調査報告機關でありますところの統計調査局、こういうよ

うな部分においても從來の農業會の職員を相當に吸収して行くところの部分が多いと思ひます。尙農業協同組合ができましたも、農業技術上の指導については、從來の農業會中に相當適當な人が、これ等の面において相當活動して頂くことができるのでありますから、むしろ現在の不徹底なる農業會の職員の待遇をこの際、轉いたしまして、農業會の職員に對する待遇改善等も私共は考へて行けると、かように考へております次第であります。以上お答へいたします。

○島村軍次君 私は十五名を否定したとは申し上げません。特殊組合、自由な立場において十五名でやるというところに對してはこれは私は賛成である。併しその自主的な團體を作らんがため、政府が考へておいてになる一村一組合が望ましいと同時に、更に府縣段階等におきましても分立することに對しては望ましくないといふそのお話から考へまして、畜産或いは養蠶その他特殊作物、果樹、それらについて特殊組合的なものができる場合に對する政府の所見如何。こういうことをお尋ねいたしましたのであります。私は私としての意見を持つておりますが、一應政府の所見を承りたいと思ひます。

それから金融事業の切離しの問題につきましては大臣の答へでは私は不満足であります。何となれば、いふ／＼相談の過程において事業團體と金融團體とは切離した方がよいといふことのいろいろ意見があつたので、金融の安全性からこれを斯くすべしといふことになつて協同組合が出たと言われまが、併し地方における農業團體の實績から考へますといふと、必ずしもそ

參つていないのであります。これは歴史が證明いたしております。なんとなれば、産業組合自體において販賣購買と信用事業とを分離しておつた時代におきまして、信用事業はその單營をやつた場合におきましては、これは資金の集中が中央に行われた結果、農村の自治的な金融といふものがすべて或いは債券となり、或いは中央の出資となりまして、中央集權の弊が多分にあり、且つ甚だしきに至つては、このために株の賣買までやつて失敗した歴史が澤山あるのであります。その弊を取り去るために農村の金は農村でこれを消化せねばならん、こういう見地から信用と購買とを合わせたのであります。勿論産業組合時代の考へを直ちに今以つてこれを論ずるのではありません。併しこの既往における事實は、政府が協同組合を立案されましたその根柢が、町村の金融の實勢から出ておるのである。農村の協同組織を強化するといふ實勢から出ておるのである。

農村の金は農村自體において協同の力によつて、これを農村で消化すべきであるといふ、こういうような見解からやられたことだと思ひます。今日の農業會のやつております事業團體と金融機關との兼營に對しては弊害もありま。勿論弊害も我々存じております。併しこれは理論的根柢に基づくものでなくして、それをやる經營者自身のやり方の悪い結果から考へまでありまして、既往の歴史から考へましても、亦資金の實勢から考へましても、この際どうしても金融事業は我が農村自體においてはこれを兼營すべきであるといふ私は意見を持つておるの

であります。これに對して今少し詳しく

詳細なる點の御説明を願ひたいと思ひます。

もう一つ附加して申し上げます。單位組合において兼營を認めて、府縣段階以上を認めないといふその説明には、もつと突き進んだ御答へを願ひたいと思ひます。尙附屬した問題を二つ程お尋ねしたいと思ひますが、産業組合法は現在残つておりますし、又今後廢止の御決定はないと思ひますが、尙協同組合に關聯を持つてこれに對する御意見を承りたい。それから生産協同體強化のために土地の管理、或いは水利事業を兼行するといふこと

であります。現存されております水利組合等の關係、或いは市町村組合等で水利事業をやつておる場合におけるその調整の問題、以上お答へ願ひたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) 特殊組合ができました場合における政府の態度如何といふ問題であります。これは具體的な場合になりませんとはつきりいたしませんが、結局只今抽象的に考へる外ありません。必要があれば作る、必要のないものを無闇に作つてはまずいといふことでもあります。結局状況に應じ、必要性に應じて、そして農民の自由意思に基づき、且つそれは慎重なる考慮に基づいてやつて頂きたい。従つて御指摘になりましたような、一部の指導者が自分の勢力下にある組合を作るといふことのために、分斷的な組合設立を策するといふことは誠に戒めたい、かように考へております。それから府縣段階と申します。連合會の段階における金融事業の兼營を認めるべしという御議論、これを禁止した理由如何という點であります。多年の経験

を持つておられます島村さんの過去の

必要ではないか、事實をどういふ感じを

が、先の金融の問題は保留して置きま

組合で行つて欲しいと思つておる。そ

ます。が、時間がありませんから申上

は當然であると思ひ、ただ我々は農業
するところの統計調査局、いろいろ

から考えますといふと、必ずしもそ

ておられますか、これを聞いては、

如何といふ面でもあります、多分の

を持つておられます島村さんの過去の
歴史に基いてのお話、又御關係の縣
でうまくやつておられる體裁に基い
ての御談話、そういう論議もあると思
います。併し一般的に申し上げますな
らば、先程來農林大臣から申されま
すように、連合體になりますと、私共
實際問題として府縣の段階を地區とす
る連合體を考へておるのであります
が、この場合に事業と金融とを密接に
やつておれば、その間うまく行くとい
う方面もあり得るけれども、同時に
又資金の活用先が餘りに便宜過ぎて偏
するといふことも當然考えられるわけ
であります。従つてかような金融を扱
う機關としたしましては、預金の安全
性といふことも考へなければならな
い、又他の方面から金を借りる場合の
自己自身の信用を高めるという場合も
考へなければなりませんし、又協同組
合全體としては地方的に資金を運用
しますると同時に、又系統組織全體と
してこの農業金融を圓滑にやつて参
る、これは地方的にも、季節的にもい
ふいふ事情があることでありまして、
これらを地方事情に應じつつ、又同時
に全國的な段階におきまして、相互
の融通調節を期する、かような資金の
有効利用という点から申しまし
ても、これは連合會の段階になります
ると、相當規模が大きくなることであ
りますから、金融事業は獨立せしめ
る方がよろしい。こういう判斷に到達
したたのであります。全體として、
この農業に蓄積されました資金
が農業外に流れ去るといふことは毛頭
考へていない。むしろ現在におきま
しては、農業外の資金を農業面に導い
て行く、他から援助するといふ施設が

必要ではないか、事實そういう感じを
持つておる次第でありまして、ただこ
れを系統的に積み上げて、上の方に吸
い上げ、これを公債の形にするといふ
戰時的なことは、事情も違ひますと
同時に毛頭考へておりません。ただ金
融の立場を相當強く考へるといふ要求
から、法案に現れておるが、この結果に
到達をいたしたのであります。それか
ら農業組合法の將來の措置如何でござ
いますか、これは生活協同組合法とい
うような、一般的な法制が若し制定せら
れますならば、その際これを廢止を
するといふふうな措置を取ることは適
當であろうと考へております。それか
ら水利の調整問題であります。この
協同組合におきまして、水利の調
整、或いは水利施設の設置、管理等を
いたすわけでありまして、他の法制に基
づきます水利組合等で管理しておる
場合との問題、これは協同組合にお
きましては、統制的機能を持つてお
りませんのであります。何か必要があ
りますれば、これは普通組合で行く
と思ひますけれども、何らか法律上
の自主といふような意味におきまして
は、例えば團體協約といふような條項
も入れてございます。そういうことで
運用する場合もございまして、本
當はそういう例は餘りないと思ひます
けれども、若し行政措置等について
何らか必要な場合がございします
れば、これは農業生産調整法等におき
ましても、さういふ一種の法制措置をなさ
れるような規定も設けてございます。
いすれにしても協同組合は自主的
な組合として、その自主的な立場にお
いて生産の協同化を促進して行くとい
う趣意になつております。

が、先の金融の問題は保留して置きま
すが、水利組合は廢止する意思はない。
自主的の團體であるから別途の考へ方
でやつたらいふという御意見と承わつ
てよろしくございますか。
○政府委員(山澤利作君) 御承知のよ
うに只今水利組合を廢止するといふ考
えは持つておりません。協同組合はい
ろいろな點に制限を受けております關
係もございます。
○北村一男君 各方面からいろいろと
御意見が出まして、農林大臣の御答辭
も大體において我々の納得できる部分
が多いのであります。實は農業協
同組合法が上程されるのが一年強い
のであります。そのために非常な誤解
を受けている、な事業に支障があつて
困つておたのであります。今上程
されて我々は今豫備審査をいたしてお
ります。非常な時期が悪いといひま
す。當然さうなつたことではありま
すが、組織員十五名によつて自由に作
れ、本當に自主性のある意思の相通じ
たものはなんぼでもいふと、こゝにい
たような形で自由に結構でありま
すが、全面的には申上げませんが、農
地解放に際してどうもいろいろ分子
が農村を非常に使難いといふ、悪
く考へますと甚だ擾亂をするやうな狀
態に導く部分が多くて非常に心配して
おります。そこで現在の農業會の資
金は前に山崎君から申上げましたよう
に、できます協同組合にできる限り譲
渡して適當なく協同組合が事業を發足
し、事業が行われるようにしなければ
ならぬと心配いたしておりますが、な
かなかさうばかり行かん分が非常に多
いようであります。そこで農林大臣は
そんなに作る考へはないので、一村一

組合で行つて欲しいと思つておる。そ
れは法律では書けないが、その通りで
あると思ひます。それは何らかの方法で
でき得ればこれが望ましいことだとい
うことをお示しになることは非常に厄
介な點だといふことを考へております
が、その點どうかお伺ひいたします。
それから今日はそこまで行くところ
でございせんでしたが、山崎君から
話が出、今島村さんから盛んに質問を
せられました。市町村の單位の農業
會は本當に自由に、本當に自主的に思
う存分組合を組織することは固より結
構だ、ところが未確の組合が連合會を
作る時分にはそこに規定を加えるとい
ふことはどうも本當に自由が束縛され
ておると思ひます。それは都
道府縣の連合會は金融事業の經營は行
えない、別途に協同組合を作つて行
うことになつております。これは永い歴
史があり、絕對さうあるべきものに
きておりますので、時代が變り、名が
變り、經營者が變り、幾ら變つて参りま
しても、やはり協同組合に違ひないの
であります。元々から協同組合である
べきものであり、今日もさうであり
ます。ただ農業會といふものは戦争の
遺物にせられてしまつた。その責任
は農民、農業會の幹部が責任を負
う、政府は無理やりにやらしておい
て、二つも責任を負わん、(同感々々)
と呼ぶ者あり。誠につまらぬ責任を負
うておるわけでありまして。そこで私は
内地の方々からも御意見を伺つてお
りますが、北海道は特殊事情もあ
ります。どうして府縣の連合會で金融事業を
行わなければ駄目だといふことをは
つきり知んでおります。それは澤山あり
ますから、申上げてよいのであり

ます。が、時間がありませんから申上
げずに済ませますが、一體一般金融事
業として協同組合でやります金融を取
扱つたり、見たりますことが當然問題
つておるのであります。今日は大臣も
局長も他のことを申上げないで、ただ
さうすることが適當であり、さうするこ
とがよいといふのでどう決めたといふ
誠に體裁のよい見方でありまして、そ
うでないといふことを聞いておりま
す。我々はこの問題だけはどんなこと
があつても眞摯しよう、こゝにいふこ
を考へております。若しそれを眞
徹するかどうか、一つ今日は
これをはつきり聽かせて頂きたい。修
正でもするなり、どうしてまやうとい
う堅い決意を持つておりますので、
さうすればどうなるのだといふこと
を伺へば、或いはそれは少し考へなけれ
ばならぬといふことも出るかと思ひま
す。一つ忌憚のないところをお願
いいたします。我々はやるより仕様が
ない。その點は十分御承知になつて、
さうするとお前等はさうなるのだとい
ふことはまさかボツダム宣言にはない
と思ひます。その點だけはつきりお聽
かせ願ひたいと思ひます。
○藤野繁雄君 大臣から今度の協同組
合は自由の原則で立てたといふお話で
あつて、私などはこれについては先見
の明あることを喜ぶのであります。然
るに縣段階の事業をやるのについて
は、今まで私の仲間が申上げた通りに
自由の原則を缺いておるのでありま
す。町村では自由の原則を認め、縣段
階では自由の原則を認めないといふ理
由がどこにあるか、私などは過去の實
績に徴して見ますと、農業組合を奨
勵する際においては、信用事業をその

ては、これ亦當然の處置であると考え
るのであります。この點を「御了
承を願いたいと思ひます。」

○藤野室雄君 それは從來のは殆んど
すべての參考法令を讀んで見ましてで
も、一年となつておるのはないのであ
るが、今同時に一年と定められたこと
の理由であります。

○政府委員(山添利作君) 役員になら
れました人が、一年やそのぐらいでは
何も仕事ができないじやないか、これ
は御尤もだと思ひます。併しながら取
えて重任は妨げないわけであります。
そして只今の農業協同組合は、日本
全體の農村の事情として、絶えず脱皮
をしつつ進んで行く形にある。そうい
うような意味におきまして、期間は短
かくしてございしますが、これは絶えず
一年ごとに新任を受けて仕事をやつて
行く。こういうことで結構だと思ひ
であります。

○平沼彌太郎君 條項に互つて恐縮し
ますが、林業關係における大きな問題
を思ひまして、大臣がおいでになる時
に御質問申し上げます。

それは第九條の二行目に「この法律
において、農業とは、耕作、養畜又は
養蠶の業務(これに附隨する業務を合
む)をいう。」その次に「みづから前項
に掲げる業務を営み、又はこれに従事
する者が行う薪炭生産の業務(これに附
隨する業務を含む)は、この法律の適
用については、これを農業とみなす。
そうしますと、無論この農業協同組
合は非常に廣汎に互つていろいろな事
をする。これは非常に結構であります
けれども、又農業者が自分の自家用消
費程度の薪炭生産は、これは止むを得
ないと思ひますけれども、農業生産を

あるのであります。私などは協同組合

りますから、この點はさう御了承願

き上る法律案がこれが國會を通過して

も、こゝろの團體の運営の途上におい

ないと思ひますけれども、農業生産を

業務とする者全部を包含するというこ

とは、山林行政の上から言つて、非常

に考えさせられるのであります。御承

知のごとく、日本の山林伐採の三分の

二は薪炭であり、日本の山林伐採の三分の

薪炭を業務としておる者は非常に大

なものであり、又その業務を営んでお

る者は必ず農業も営んでおります。こ

こにあるごとく営利を目的としないた

めに、この組合に入つていれば税金を

取られないというよりな意味からい

まして、薪炭業を営んでおる者は自

然この組合に全部入つてやるとなつた

場合において、その山林方面の結果は、

どうであるかというのを考えさせら

れるのであります。無論これでは林業

會法、又は森林法とも摩擦が起るの

ではないか、無論今までは農業會でもこれは

取扱つておりました関係から、これに

ただ調つたという感じもありません

けれども、併し伐採の大部分を占めるこ

ころの薪炭林が、農業を無視さ

れるようなことになつたならば、山林

業は圓滑にないで、その結果は重

大な問題になるのじやないか、又日本

林業會、又は森林組合あたりが農業

を以て仕事をしようという山林部門の

中の大きな仕事にも、非常にこれは變

化を來して摩擦を起すのではないか、

林業方面の仕事は林業團體に何とかや

らして、農業方面は農業方面としてや

らせる。さうでなければ林業と農業を

一つのものにしてしまふ、何とかそこは

もう少し考へて頂かないと摩擦が起る

のではないか、これに對して農林大臣

の御答辭を伺つて、又よく研究したい

と思ひます。御意見を伺ひます。

○國務大臣(平野力三君) どうも細か

い問題になりますので、農政局長に任

ずす。

○政府委員(山添利作君) この第九條

の二項によりまして、薪炭生産の業務、

これを農民が行いますときには、農業

のカテゴリーの中に入れるという規定

でございますが、これは農業協同組合

は、その農業という字が附けてありま

すが、言い換へて見れば、農民協同組

合で、これは山村を取つて見ますれば、

その農民は協同的に必ず薪炭生産

をやつておられますが通常の業務でこ

さいいます。従つてその業務に關する仕

事を又協同組合が取扱つて、これ又自然

のことである。従つてこれは現状

に即したことをそのまゝ書いたものであ

ります。同時にこれは自然に即し

たことであるというように考へておる

のであります。こゝろの規定を設けま

す。ために、特に森林政策上、或いは

薪炭政策上に變更を來すといふことは

ございせん。又はその意圖もござ

いせん。

○平沼澤太郎君 それでは全部薪炭業

者がこの組合に入つて、製炭業者がな

くなつた場合には、一體全體今おつし

やつたような自由というようないことに

反するのではないか、それでよろしい

のでしようか、もう少し突込んでその

邊を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) これは農民

が副業として行つた薪炭生産の業務がこ

の協同組合事業の対象になるといふこと

を規定したのであります。實際問題とし

ましてこの副業生産の占めます割合

は、現在六割くらいにはなつておるか

と思ふのであります。この規定が設け

られますことによつて、現在の薪炭行

政等に特別の變化を加えようとか、或

いは來すであろうといふことは考へてい

ないのであります。

○板野勝次君 この第九條の問題に關

連してですが、農民とは、みずから農

業を営み、又は農業に従事する個人を

いふ。といふのが、これは前に大

臣に質問した時のことと同様の内

容を持つておるのですが、どうして

從來大きな地主であつたり、富農等

が協同組合の大半の實権を握つて行

つて、從來の中農、貧農等が全的に改

善されて行く方向が乏しいといふこと

は、先程申しました通りですが、その

點からいひまして、今度の土地改革

によつて、それに便乗して、或いは又

その土地取上をやつて、最近では農

業に従事しておるといふふうな者も多

多あるの、さういふ者の中にも相

當に大きな勢力が入つて來て農業の協

同化を妨げる等があることが豫

想されるので、例へば終戦當時にお

いて農地を十町歩とか或は二十町歩と

いふふうなものを持つておいた者が、

やはりその後の状態が變つて來て耕作

地主のようになつていなければ健全

なる農民的協同組合の運営はできな

いと思ふのですが、その點に對する見

解をお伺ひしたいと思ひます。

それから第十條の事業に關する問題

の中第四號の、農作業の協同化その他

農業労働の効率の増進に關する施設

の點では、協同化が單に作業に限定さ

れておらず、生産の協同化の方向に

導こうとする點が、これにも見えない

し、この事業のどこにも見出すことが

できないので、その點はどうかと思

ひます。それから同じ第十條の三號と六

號は必要なる物資の供給であるとか、

或いは生産した物の販賣等について規

定が述べられておるのですが、從來で

きております即給公團若しくはこれか

らであるのでありまして又御説されま

す公團との關係はどうなのかといふ

點。それから第三十條の役員の問題の

中、一番おしまいの方に、組合の理事

の定数が、四分の三は組合員だが、四分

の一は非農民的な要素であつてもいい

といふ點は、この場合においても從來

の地主的な勢力をこの中に多分に盛り

込んで行こうとする傾向が見えるので

すが、商工協同組合法を見ますと、こ

れは例へば最末端の組合の場合にお

きましては、非組合員が二名以内とか

いふふうにして、極めて商工業者が現

實的に商工業に従事しておる者たちを

中心にして作つておるといふ點は注目

されるのでございまして、この場合に

はさういふ規定ではなくて、四分の三

はさういふ規定でなく、四分の三

といふことに特に基準を設けられた點

がお伺ひしたいのです。でき得るなら

ばこの末端の組合は、一名くらいは非

農民的な要素が入つて参りますこと

は、組合の運営上適切な處置でござ

いまして、連合會等の場合におきま

しても二名乃至三名で、決して農民の

協同組合が四分の一程度非農民的な要

素が入らないと運営されないといふこ

とは考へられないのですが、その點に

對する見解をお伺ひしたいと思ひま

す。

○國務大臣(平野力三君) 第九條の農

民の資格について重ねてお尋ねであ

りますが、私はこれはあなたが御指摘

になるように、富農勢力が農村に尙

くつて協同組合を阻害すると、こゝ

ろいことをそれ程思ひ込んであります

それで土地改革と農業協同組合は車

の兩輪のごとく農村の民主化を進行

たすのでありますから、もはや土地を

所有しておるといふことから優越性

を持つ階級といふものは、大體今日に

おいては殆んどその面に關してはない

です。固よりそれは情性において一町

持つておる地主、これが古い形にお

いては尙残つておるといふことは認め

られますが、順次それらの人の本質に

も、思想にも、又現實にも變化を招

きつつあるものでありまして、この點

はあくまで農地改革の線に關つて農業

協同組合を推進するといふことによ

つて十分農村の民主化は達成し得

る、かように信じております。

第十條の面に農業生産に關する協

同化の事項が非常に少いとおつしやる

のであります。これはもう非常に澤山

書いておるのであります。この十二

項目に互るあらゆる面すべてを綜合

して御判斷願ひますならば、明らかに

生産の面においてこの協同組合が大

きな成果を擧げ得るといふことは言

ひ得られると思ひますので、この點御承

願ひたいと思ひます。

公團と協同組合の關係であります

が、公團で扱ひます品物の最末端は

この協同組合が引受けるといふこと

に相成ると思ふのであります。従つて

公團から流れて参りますものの末端

が町村協同組合において引受けて行

く、こゝろのことになるのであります

から、公團と農業協同組合とは何ら

矛盾するものではない、かように思

ひます。

最後の役員四分の三と四分の一の

問題であります。これは農村の各

村或いは一々な諸般の状況上大體

四分の一ぐらゐる非農民的な要素の

が入らなければならぬといふ場面

を豫想いたしましたので、かように決

定した

ものと思つてありますが、比率の點については一應私といたしましては農村の現状上止むを得ない、かように思ひます。尙なせ四分の一或いは四分の三に決定したということについては、農政局長からお答えいたします。

○石川清吉君 農業協同組合法の制定につきましましては、議論があつたのですが、今日の農業會に代りまして農村の中心團體となり、生産のいろいろの方面における指導團體となられるだらうと思つてありますが、従ひましてこの農業協同組合というものが非常に適正に運営せられるかどうかというところは、今後の農村に非常に影響を持つと思ひます。従ひまして政府におきましては、これらの點に關する將來の指導方針のない、な對策があると思ひますが、その概略を承わりたい。これが第一點であります。

第二は、今後政府といたしましては、農業會或いは今後廢止になる諸團體に對しまして、いろいろ政府の委託事業をやつておるのであるのか、その委託事業はどんな事業をやつておられるのか、そしてこの解散と同時に、例えば供出の問題とかいろいろ問題があるわけですが、これらの問題はいろいろどういふふうに處理されて行くのか、こゝに點を伺ひたいと思ひます。

第三は先程から問題になりました農村金融の問題ですが、農村の金融は實は從來とも外の銀行が貸したからない、従ひまして農村自體の經濟の打開或いは復興のためには農民の積かばかりの貯金を積立てて、それが結局運用されておるといふ状況であります。従ひまして農村金融の今後の行き

方というものにつきましては、この變り目におきまして重大なる關心を向けなければならぬと思ひますが、又協同組合は先程大臣の御説明のありましたように、自由主義がその根本になつております關係からいたしまして、金融につきましましてはいろいろ問題が考えられるのであります。この點に關しましては、いづゆる農村の金融の信用を保持するといふような御點からいたしまして、何かこれに對する特殊な對策をお考えになつておられるかどうか、この三つの點について簡單にお伺ひいたします。

○國務大臣(平野力三君) この法案がうまく運用せられるかどうか日本の農村の將來に重大な關係があるという御指摘は、全くその通り考へております。そこで概略の指導方針を示せたいと申しますと、先般お答えいたしましたことを總合して御判斷をお願いしたいと思いますのであります。大體法文の全般に互る趣意及び先刻私の説明いたしました提案の理由によつて遺憾なきを期して行きたいといふようにお答えをするよりいたし方ないと思つております。いささか具體的の點になりますならば、先刻來申上げておるうちに、この組合はあくまで農民の自由の原則によつて組合を設立しますが、例えば一町村においては或るべく一單位、又その事業の面におきましては生産面について十分これを指導し、農民の經濟的利益を十分に尊重して、將來日本農業の發展を期する、そして世界農業の恐慌に入つても、日本の農村はこの協同組合を中心として安泰であるといふような形に指導して行きたいといふのが、大體の基本方針と御解釋をお願いするのであります。

農業會が解散いたしましたして、農業會に委託された事業がどうなるかという點は、これは或るものは例へば公園のような形のものに委任されるものもありましようし、又この農業協同組合が委任されるものもありましようし、又町村會が委任されるようなものもあるうと思つておられます。農業會解散後の政府委託事業といふものについては、それ／＼の新しい機關によつて十分萬遺憾なきを期して行くことができるであらうと考へておるのであります。

尙最後に金融の面についてのお伺ひがありました。これ先刻來申し上げました組合はあくまで金融を兼營するの單位組合はあくまで金融を兼營するのだという基本的な考へ方は持つておるのであります。この點については先般來説明いたしました趣意によつて大體御了承願ひたいと思ひます。

○石川清吉君 最後の點は兼營の問題でなくて、農業會が今後單位農業會で行きまして金融事業を營む譯であります。農業會の營む金融事業を信用するに、これに對する特別な取締とか何か對策をお考へになつていらつしやるか、こゝに點を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(平野力三君) 金融事業に對する特に監督とか取締といふような面は餘りこの法律に書いておらぬのであります。併し單位組合が金融をやるというところについては、これは單位組合の性質上十分金融面と生産面と密着してやるがよいといふ點については、先刻來申上げておる通りであります。

○松村眞一郎君 大臣の一町村單位と申すのは、これは甚だ誤解を招く御答辯であると思ひます。そして何か訓令が何かを出して一町村一單位にするといふことは、この案の第六十條に違反すると思ひます。六十條は「行政は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計畫の内容が法令又は法令に基いて行政の處分に違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならぬ」といふことを命令しておる。それに違反した訓令が出せまうか、私は出せないと申す。一町村一單位といふことを言われますが、それであれば養蠶も畜産も耕作農業も一つにするといふお考へでありますか、そういうことは法律は許してありません。殊にこの法案は十五人の發起人がやるということでありまうから、自然に委して置きますならば、幾つでも構わないうといふ法律なんです。それを政府の方でただ自分の考で一町村一單位といふことを何を標準にしておつしやるのですか、明確な御答辯をお願いしたい。

○國務大臣(平野力三君) 御質問の趣旨のうちに最初法案を説明したのであります。つまり自由の原則であるから町村に幾つでもできる。又特殊組合ができるのもこれを認める、従つて自由の原則はここにありまうのだといふ點は繰返し申上げたのであります。只今あなたのお述べになりましたことについては、決して違反とは思わぬのであります。ただ大體どういふことがよいといふお話でありますので、種々多様な組合が設立するより、大體一町村一單位といふことがよからう、かように限度が持た得ると言つたのであります。そのことは決して我々が組合に對して

訓令とか、或いはさうしなければならぬとかといふような干渉的な意味では決してありませんので、この點誤解のないように一つお願いしたいと思ひます。

○松村眞一郎君 種々多様な組合が種々多様な組合であります。例えば耕作といふことと養蠶、養蠶が別々に組合ができて、それは種々多様な組合ができて、それが種々多様な組合だと思ひますが、どういふことですか。

○國務大臣(平野力三君) 用語の問題は、或いは適當でなかつたかと存じますので、恐縮であります。特殊組合といふものができるとは、當然これは是認しておるのであります。従つてこれは種々なる特殊組合ができることは容認せられる。十五人が成組の手續をとれば又協同組合ができる。こうなつておることは、見ようによつて、いろいろの團體ができる、こゝに點になりまうので、用語として種々多様な組合を用いたのであります。かような獨立なる農業協同組合ができるよりは、一町村一單位の組合を以て理想とするといふことを申上げて、決してこれは間違つておらぬと思つてあります。

(「同感々々」と呼ぶ者あり)

○松村眞一郎君 意見の相違であります。さういふ理想は私はいけなかつたと思ひます。世の中が自由に進みます場合、必ず一つでなければならぬといふことはありません。國會それ自身は二院組織ではありませんか。さういふことから考へても直ぐ分ることでありまう。議論は餘りしませんが、この中に第二十八條の末項に「行政廳

は、模範定款例を定めることができる。」とあります。感じを以て申上げます。

す。従いまして農村金融の今後の行き

うな形に指導して行きたいというの

○松村眞一郎君 大臣の一町村単位と

そのことは決して我々が組合に對して

この中に第二十八條の末項に「行政廳

は、模範定款例を定めることができる。」とありますが、模範定款例は、参考資料として御配付になりましたか、若し御配付になつていなければ、見せて頂きたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) まだです。ちよつと手間がかかりますから、間に合ふかどうか分りません。

○松村眞一郎君 法律案はお出しになつたのでありますから、間に合せて出して頂きたいということを要求いたします。

○岡村文四郎君 大臣が御列席になつて、非常に御熱心に御答辯を願ひ、もうこゝらでいいと思ひますが……。

(賛成と呼ぶ者あり)

○松村眞一郎君 農業という定義が、私は無理であるということを考えます。大臣に伺ひますが、小さい問題でありますけれども、これは非常に大事なことでもあります。何ら耕作をなさずして購入飼料で養鶏をやつております都市養鶏は農業でありますか、養畜の中へは無論入ります。家畜を養つておるのであります。都市養鶏は常識として、農業でありますか、常識を離れるのです。法律論より常識の方が大事です。

○政府委員(山添利作君) 常識として、都市の養鶏、これはの営業者、これは農民とは考えておりません。

○松村眞一郎君 それから都市におきまして養鶏をやる、例えばビール會社の醸造の粕で以て養鶏をやる。これは今常識で考えて、農業でないと思ひますが、いかがでありますか。

○政府委員(山添利作君) これは一々の例について、結局感しを以て申上げ、常識の判断で答辭せよということであ

りますから、感じを以て申上げます。都市の養鶏、酪農、これはその經營形態から見ても、農業に入ると考えております。

○松村眞一郎君 それは農業ではないと思ひますが、これは意見の相違であります。養畜の中には無論入りましよう、畜類を養うのでありますから、それはどうです。

○政府委員(山添利作君) これは言葉としての養畜の中に入ります。

○松村眞一郎君 結局、常識に反しておる規定があるということだけをここに申上げて置きます。

○委員長(梶見義男君) それでは本日はこの程度にいたしまして散會いたします。明日は午前十時から開會いたします。

午後四時五分散會
出席者は左の通り。

委員長 梶見 義男君
理事 木下 源吾君
委員 太田 敏兄君
門田 定蔵君
田中 利勝君
羽生 三七君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 龜七君
平沼彌太郎君
岩木 哲夫君
小杉 繁安君
佐々木龍藏君
竹中 七郎君
石山 進吉君
宇都宮 登君
岡村文四郎君
河井 彌八君

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林事務官
(農政局長)

山添 利作君

平野 力三君

島村 軍次君

寺尾 博君

徳川 宗敬君

藤野 繁雄君

松村眞一郎君

山崎 恒君

板野 勝次君

昭和二十二年十月二十二日印刷

昭和二十二年十月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第九部)

第一回 參議院農林委員會會議錄第十三号